



一人ひとりが輝く 副籍制度

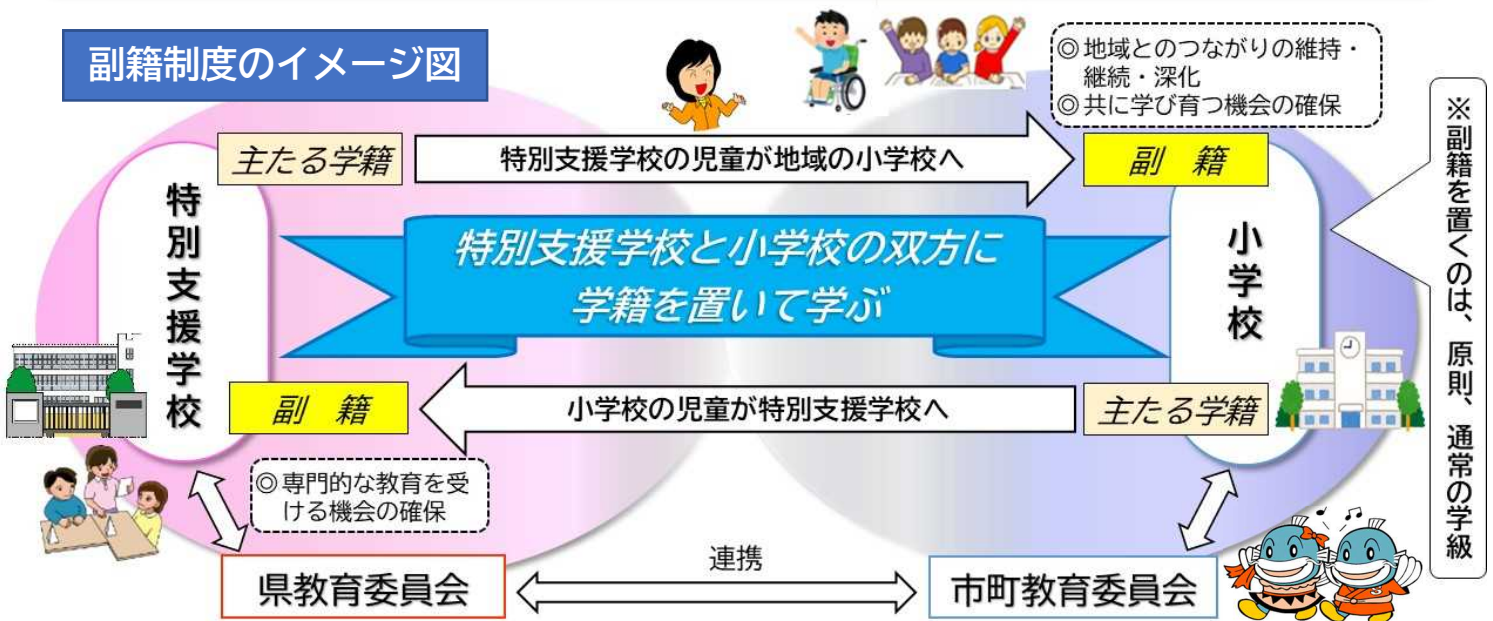


～共生社会の実現を目指して～

副籍²制度とは

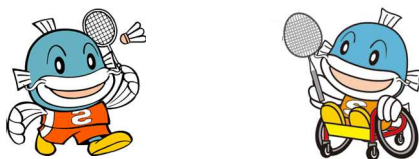
副籍制度とは、保護者からの申請により、障害のある児童が居住地を通学区域とする小学校（公立小学校および義務教育学校前期課程）と県立特別支援学校の双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための新たな仕組みです。

副籍制度のイメージ図



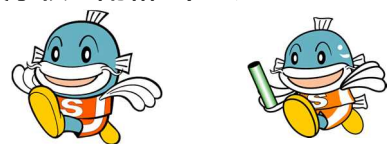
県立特別支援学校に籍がある児童が小学校に副籍を置く場合

県立特別支援学校小学部に籍がある児童が、居住地とのつながりの維持・継続・深化を図り、障害のある児童と障害のない児童が共に学び育つという観点から、小学校において学習する機会を設けるために、小学校に副籍を置くことができます。



小学校に籍がある児童が県立特別支援学校に副籍を置く場合（試行）

小学校に籍がある特別支援学校への就学要件（学校教育法施行令第22条の3）に示された視覚障害者、聴覚障害者および肢体不自由者の区分を満たす児童が、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、専門的な指導を受ける機会を確保するために、必要に応じて県立特別支援学校に副籍を置くことができます。



¹ 障害者の権利に関する条約に基づく、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること等が必要とされる考え方。

² 「副次的な学籍」のことを『副籍』と言います。また、「副籍」を置く学校を『副籍校』と言います。

副籍の意義と目的

共生社会³の実現

副籍によって、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことで、様々な力をもつすべての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶことにより共生社会の実現を目指します。



障害のある児童にとって

個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択することができるとともに、副籍校で様々な人々と共に助け合って生きていく力を養うことで、積極的な社会参加につながります。

障害のない児童にとって

同世代の障害のある児童と共に学ぶことで、自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながります。

教職員や保護者にとって

双方の児童だけでなく、教職員や保護者の障害に対する理解や相互理解が深まります。また、教職員が、保護者の思いやそれぞれの専門性に触れることで、特別支援教育に対する意識や指導力の向上につながります。

副籍による交流授業を行うには

副籍を置くにはどうしたらいいの？

- ◇ まずは、担任の先生に相談してください。
- ◇ 副籍への第一歩はそこから始まります。
- ◇ 分からないことやご不安なことは、どんなことでも遠慮なく聞いてください。
- ◇ 相談を通じて、お子さんに合った副籍による交流授業の在り方を一緒に考えていきます。



副籍校での交流授業までの流れ

① 保護者が、在籍校に「副籍申込書」を提出

② 在籍校、教育委員会、副籍校による手続きと調整

③ めあて、学習内容の設定

④ 副籍校での交流授業

⑤ 振り返りと評価

反省点を次の交流授業の改善につなげます。

事後学習

副籍校までの送迎をお願いします。

日程調整や引率の確認等も行います。



³ すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会のこと。

副籍による交流授業を意義のある取組にするためのポイント

★「無理なく続けることができる」学び

持 続 可 能

- ・たとえ細くても、息の長い取組を地道に続けることが大切です。
- ・本人はもちろん、保護者、在籍校、副籍校のいずれかに負担がかかる取組は長続きしません。
- ・一度に多くのことに取り組むのではなく、中、長期的な展望をもって無理なく持続的に進めます。

★「お互いを尊重した」学び

相 互 理 解

- ・お互いを知り合うためには、実際にふれあう場面を設定することが大切です。
- ・直接ふれあうことが困難な場合は、ICTを活用したり、手紙や作品を交換したりするなど間接的に交流することも可能です。
- ・両校の児童が、お互いを理解し、尊重して学べるよう学習内容を工夫します。

副籍による交流授業の様子

小学校に副籍を置く場合



特別支援学校の朝の会を小学校で行いました。慣れ親しんだ学習で、小学校の友だちと一緒に主体的に活動することができました。

小学校の図画工作科の授業で共同制作に取り組みました。友だちが描く様子を見て発想を膨らませて色を付けることができました。



小学校の書写の時間に習字に取り組みました。一生懸命書いた字を、友だちにほめてもらい達成感を感じることができました。

学級通信や学習の成果物を交換して両校の教室に掲示するなど、間接的な交流を通じてお互いの理解を深めることにつながりました。



特別支援学校に副籍を置く場合

特別支援学校の自立活動の時間に身体を緩める活動に取り組みました。特別支援学校の先生からほめられたことで自信が付き、小学校での自立活動に意欲的に取り組めるようになりました。



副籍による交流授業を振り返って ～副籍に関する研究（H28～R3）の成果より～

保護者の声

地元の子どもたちと関わる機会は、我が子にとって貴重な経験になりました。お互いを理解し支え合う、そんなきっかけになればうれしいです。少しずつ小学校に慣れていく姿を見るのもうれしく感じました。（特別支援学校保護者）

小学校でたくさん勉強することができて、本人ががんばる姿もたくさん見ることができてうれしかったです。今後も無理なく、楽しく交流を続けていく中で、色々な経験をたくさんしていけるといいなと思います。（特別支援学校保護者）

副籍校での学習をととても楽しみにしていました。副籍校で作った作品や学習したプリントを見せながら楽しかったことをよく話すようになりました。（小学校保護者）

保育園の友だちとの関係がもててよかったです。他学年の子どもや先生方にも顔を覚えてもらえる、地域で生活する中で、安心して過ごすことにつながると思っています。交流の時の写真を見ると、みんなと一緒に楽しく活動できていたようでうれしく感じました。（特別支援学校保護者）

教員の声

普段の学習で身に付けた力を副籍校でも発揮し、学期に1回でしたが主体的に活動することができました。また、校種の異なる教員が密に連携することで双方の理解を深めることにつながりました。（特別支援学校教員）

自立活動では専門的な知識や方法を学ぶことができ、在籍校での毎日の学習に生かすことができました。また、たくさんの友だちと活動する中で社会性を身に付ける場にもなりました。（小学校教員）

副籍による交流授業に関するQ&A

Q 副籍校までの送迎や付添いは保護者がするのですか。

A 副籍校までの送迎は、保護者で行っていただきますが、副籍校での引率は、原則、在籍校の教員が行います。しかし、在籍校の指導体制の問題などにより、引率できる回数は限られてくる場合があります。保護者に付添いをお願いすることがあります。ただし、その際は、事前に当日の学習内容等の計画について、在籍校から丁寧に説明するなど保護者の了解の上で行います。

Q 副籍による交流授業と居住地校交流の違いは何ですか。

A 居住地校交流は、保護者の希望に添うという形で、各学校の方針による対応として実施されてきており、その取扱いは各校で違いがありました。副籍制度では、共生社会の実現を目指し、全県で統一した方針の下、学校が主体的・組織的に実施していこうとするものです。そのため、今回、教育委員会が手続きを整備し、制度として実施することになりました。

Q 副籍があるということは、副籍校の学級名簿に名前があるということですか。

A 法令上は二重に学籍をもつことはできません。そのため、副籍校の正式な名簿等に名前が記載されるわけではありませんが、副籍校では、お子さんのための机や椅子、ロッカー、下駄箱など、学級の一員として迎える準備がされます。なお、副籍校の交流授業に参加した日は、在籍校における出席の扱いになります。

Q 副籍制度は、中学部や中学校で実施しないのはなぜですか。

A 中学部や中学校においても副籍制度は必要だと考えています。しかし、中学部と中学校の教育課程のすり合わせが難しいことや、中学校は教科担任制で部活動の指導もあり、小学校に比べてきめ細かな連携がとりにくいことなどが研究の中で明らかになりました。そこで、まずは小学部と小学校から副籍制度を始めことにしました。

Q 副籍による交流授業は年間何回実施するのですか。

A 回数や時間についての決まりはありません。子どもたちや学校の実情に合わせて設定します。子どもたちはもとより、保護者や学校の負担のない範囲で実施することが大切です。直接ふれあう交流だけではなく、ICTを活用するなどして負担の少ない方法を織り交ぜることで、息の長い継続した取組にしていきます。まずは、担任の先生にご相談ください。

Q 特別支援学校に副籍を置く場合、対象となる障害種別を限定するのはなぜですか。

A 本来は、小学校に籍があるすべての障害のある児童を対象とするべきところですが、この間の研究から、小学校の指導体制を維持しながら交流授業を実施することには多くの課題があり、まずは特別支援学校の専門性へのニーズが高い特別支援学校の就学要件を満たした視覚障害、聴覚障害および肢体不自由のある児童から試行的に実施することとしています。

Q 医療的ケアの必要な子どもも副籍制度の対象となりますか。

A 副籍の対象（表紙参照）となるお子さんで、医療的ケアが必要なお子さんも副籍制度の対象です。副籍校での交流授業は、主治医等の指導助言の下で安全に実施する必要があります。保護者を交えた綿密な打合せを行う必要がありますのでご協力ください。なお、副籍校への看護師の派遣については在籍校にご相談ください。

Q 副籍校での交流授業の日に、副籍校の給食を食べることはできますか。

A 副籍校の給食を食べることは可能です。事前に在籍校の担任の先生にその意向を伝えてください。なお、給食に係る費用については、保護者の負担となります。また、給食において特別な対応が必要な場合は、原則、保護者に対応いただくこととなります。



副籍制度に関する情報・問合せ先

【問合せ先】

滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 ☎077-528-4643

担当窓口：副籍係

副籍による交流授業のための指導資料

副籍ガイドブック



滋賀県の特別支援教育に関する情報

